

広島県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十三年八月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
東広島市高屋町稲木二二二五番二地先から 東広島市高屋町杵原三九三七番一地先まで	八・一〇〃 三二・七〇	八・一〇〃 三二・七〇	トリプルウェイ (仮設迂回路) 一般国道四八六 号と重複
	一六・五〇〃 八〇・八〇	一六・五〇〃 八〇・八〇	
	七九〇・〇〇	七九〇・〇〇	
	五八八・〇〇	五八八・〇〇	
	六八三・〇〇	七五・八〇〃 一一・〇〇〃	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
東広島市高屋町杵原三九三七番一地先から	八・一〇〃 三二・七〇	八・一〇〃 三二・七〇	
	一六・五〇〃 八〇・八〇	一六・五〇〃 八〇・八〇	
	七九〇・〇〇	五八八・〇〇	

東広島市高屋町稲木二二二五番二地先まで

新

八・一〇〇
三二・七〇
一六・五〇
八〇・八〇
一一・〇〇
七五・八〇

七九〇・〇〇
五八八・〇〇
六八三・〇〇

トリプルウェイ
(仮設迂回路)
一般国道三七五
号と重複